

令和8年度生活保護システムパソコンの賃貸借及び保守契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、令和8年度生活保護システムパソコンの賃貸借及び保守契約（以下「本業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 受注者は、「令和8年度生活保護システムパソコンの賃貸借及び保守契約仕様書」（以下「仕様書」という。）により本業務を完了しなければならない。
- 2 仕様書等に明記されていない事項については、受注者発注者協議の上定める。

（契約期間）

- 第2条 本契約の契約期間は令和8年10月1日から令和10年3月31日までとする。

（賃借料）

- 第3条 賃貸借及び運用・保守に関する料金の額（以下「賃借料」という。）は、総額_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。
- 2 賃借料は月払いとし、月額_____円（うち消費税の額_____円）とする。
- 3 各会計年度における賃借料の年額は、次のとおりとする。
- 令和8年度（令和8年10月～令和9年3月）
_____円（うち消費税の額_____円）
- 令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）
_____円（うち消費税の額_____円）

（請求及び支払）

- 第4条 受注者は、当月分の賃借料を翌月1日以降に発注者に対し請求する。
- 2 発注者は受注者から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に対して賃借料を支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者から不相当と認められる請求書が提出された場合、これを是正のため返付することができるものとし、請求書を是正のため返付した日から是正した請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとする。
- 4 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じた場合、1か月を30日とする日割計算により賃借料を算出するものとする。

（契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第6条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為をしてはならない。
- (1) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承すること。
- (2) 本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせること。

（仕様書不適合の場合の補修）

第7条 受注者は、本業務が仕様書に適合しない場合において、発注者がその補修を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には本業務の内容を変更することができる。この場合において、賃借料、履行期限その他契約に定める条項を変更する必要があるときには、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

(遅延損害金)

第9条 受注者の責めに帰する事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期間内に完了する見込があると認めたときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ1年につき契約額（賃借料総額）の3.0パーセントに相当する額とする。ただし、遅延損害金は賃借料から差し引き、なお、不足が生じた際は更に徴収するものとする。

(資料等の貸与)

第10条 受注者は、発注者が本業務を遂行する上で必要とする資料、情報及び機器等について、受注者から貸与の要請があり、発注者がその必要性を認めた場合は、無償で受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、業務遂行上不要となった資料、情報等があるときは、遅滞なくこれを発注者に返還するものとする
- 3 受注者は、発注者から貸与された本業務に係る資料、情報及び機器等を善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、その漏洩、滅失、損傷その他の事故（以下「事故等」という。）の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から貸与された本業務に係る資料、情報及び機器等を本業務以外の用途に使用してはならない。
- 5 受注者は、発注者の書面による事前の承諾を得ずに、発注者から貸与された本業務に係る資料及び情報を複製し、又は本業務の作業場所から持出してはならない。
- 6 受注者は、事故等が発生した場合は、直ちに事故等の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(作業場所)

第11条 受注者は、本業務を発注者が指定した場所及び受注者からの申請により発注者が承諾した場所で行うものとする。

(主任担当者)

第12条 発注者及び受注者は、それぞれ本業務の履行に関する連絡、確認を行う主任担当者をあらかじめ設定するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本業務の履行に関する連絡、確認は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(技術者の能力)

第13条 受注者は、本業務に携わる技術者を選任するに当たっては、業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。

- 2 本業務に携わる技術者を新たに配置、又は変更する場合は、事前に発注者の承諾を得なければならない。
- 3 本業務に携わる技術者が本業務を実施するのに十分な技術力や経験を持たないことが判明した場合には、受注者は速やかに十分な技術力と経験を持った技術者に変更しなければならない。

(事情変更等)

- 第14条 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃、その他種々の事情の変更により、この契約に定める条件が不適当になったと認められる場合は、協議してこの契約を変更することができる。
- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

(進捗状況報告義務)

- 第15条 受注者は、本業務の実施状況を書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の他に、発注者が必要と認めた場合は、発注者は受注者に対し実施状況の報告を求めることができる。

(品質管理に関する報告義務)

- 第16条 受注者は、本業務の実施に際して適正な品質管理を行うとともに、その方法、体制及び実施状況を書面により、発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者の許諾なく、発注者若しくは利用者の情報、システムの構成情報、その他当該製品に関する情報を収集及び第三者に提供する機能を有する機器を納品してはならない。
 - 3 受注者は、前項の機能を有する機器を納品していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。
 - 4 第1項及び前項の報告の期日は、発注者受注者協議の上定める。

(調査)

- 第17条 発注者は、この契約書に規定する事項を確認するために、本業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(危険負担)

- 第18条 納入前に成果物に滅失又は損傷が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除きその復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(秘密保持)

- 第19条 発注者及び受注者は、本契約期間にかかわらず、本契約の履行に関し知り得た相手方の業務上・技術上の情報及び資料のうち秘密である旨明示された情報を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏えいし、又は閲覧に供してはならない。
- 2 受注者及び受注者の従業員は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
 - 3 本条の規定は、本契約の満了又は解除後も効力を有する。

(契約解除条項)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が、正当な理由がなく、本契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

- (2) 発注者の責めに帰すべからざる事由により、本契約の履行が不可能となったとき。
 - (3) 受注者が不正の行為をなし、又は発注者の指示に従わず発注者の業務の遂行を妨げたとき。
 - (4) 受注者が、第16条第2項に違反する機器を納品したとき、又は同条第3項の報告を怠ったとき。
- 2 この契約を締結した翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。
 - 3 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面をもって行うものとする。ただし、第1項第4号に該当する場合は、事前の予告期間を要せず、書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

(違約金)

- 第21条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。
 - 3 第20条第1項第4号に基づき契約が解除された場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、第1項及び第2項の規定を適用する。
 - 4 前項の場合において、発注者は受注者に対し、その費用負担において、第16条（品質管理等）第2項の条件を満たす代替機器への無償交換、又は既に納品された機器の引き取り及び受領済みの代金の返還を請求することができる。

(契約解除の場合における履行部分の取扱い)

- 第22条 本契約を解除する場合において、契約の成果物に履行部分があるときは、発注者は当該履行部分を検査の上、当該履行部分に相当する額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(暴力団排除条項)

- 第23条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等

を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
- 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
- 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 7 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（損害賠償）

第24条 本契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、受注者は発注者に対し、当該損害を賠償しなければならない。

（損害保険）

第25条 受注者は、賃貸借物件に対して、この契約期間中継続して動産総合保険に加入するものとし、発注者は、盗難等の事故が発生したときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

（注意義務）

第26条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、賃貸借物件を管理しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の通常の使用により賃貸借物件が滅失又はき損した場合、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。
- 3 前項に定めるものを除き、発注者の責めに帰することのできない事由（失火の場合は軽過失を含む）により生じた賃貸借物件の滅失又はき損による損害の負担は、発注者受注者協議の上定めるものとする。
- 4 受注者は、動産総合保険で補てんされた損害に対しては、前項の規定にかかわらず、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

（契約の費用）

第27条 本契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上定める。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第15 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。